

京都市市営住宅条例の一部を改正する条例(平成24年3月30日京都市条例第 71 号)
(都市計画局住宅室住宅管理課)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号)の施行により公営住宅法の一部が改正され、入居者資格のうち同居親族に係る要件が削除されることに伴い、市営住宅について当該要件を定めることとしました。

この条例は、平成24年4月1日から施行することとしました。

京都市市営住宅条例の一部を改正する条例を公布する。

平成24年3月30日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 71 号

京都市市営住宅条例の一部を改正する条例

京都市市営住宅条例の一部を次のように改正する。

第6条第1項第4号中「法第23条」を「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）附則第14条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる法（以下「従前の法」という。）第23条」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）」を削り、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下この項において同じ。）があること。ただし、次に掲げる者（身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者（以下「居宅介護を受けることができない者等」という。）を除く。）にあつては、この限りでない。

ア 60歳以上の者

イ 障害者基本法第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が別に定める程度であるもの

ウ 戦傷病者特別援護法第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が別に定める程度であるもの

エ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

オ 生活保護法第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者

カ 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの
キ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

ク 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者で次のいずれかに該当するもの

(ア) 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

(イ) 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

第6条第2項中「前項第4号」を「前項第5号」に改め、同条第3項中「法」を「従前の法」に、「令」を「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令の整備等に関する政令（平成23年政令第424号）第1条の規定による改正前の令（以下この条において「改正前の令」という。）」に改め、同条第4項中「法第23条第2号イ」を「従前の法第23条第2号イ」に、「令第6条第5項第1号」を「改正前の令第6条第5項第1号」に改める。

第7条第2項各号列記以外の部分及び第7条の2中「第3号」を「第4号」に改める。

第8条の2各号列記以外の部分中「第6条第1項第3号」を「第6条第1項第4号」に改める。

第27条第2項中「法第23条第2号イ」を「従前の法第23条第2号イ」に改める。

第34条の2を第34条の3とし、第34条の次に次の1条を加える。

（単身入居申込者に係る調査）

第34条の2 市長は、入居の申込みをした者が居宅介護を受けることができない者等に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、市長が指定する職員に当該入居の申込みをした者又はその親族に面接させ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させることができる。

2 前項の規定により調査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 市長は、入居の申込みをした者が居宅介護を受けることができない者等に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、関係行政機関に意見を求めることができる。

附則第13項各号列記以外の部分中「第6条第1項第4号」を「第6条第1項第5号」に、「法第23条第2号」を「従前の法第23条第2号」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(都市計画局住宅室住宅管理課)